

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ） (06-6115-7653)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	就学援助支給の停止、認定の取消し及び返還
概要	就学援助の受給者が偽りその他不正の申請をして認定を受けたとき、受給した就学援助を目的外に使用したとき、受給の資格がなくなったとき又は就学援助を必要としなくなったときは、教育委員会は就学援助の支給を停止し、又は認定を取り消すことがあります。また、必要に応じて返還を求めることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市児童生徒就学援助規則第9条及び第10条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市児童生徒就学援助規則取扱要綱第14条及び第15条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495256.html)
処分基準	<p>受給者が偽りその他不正の申請をして認定を受けたとき、受給した就学援助を目的外に使用したとき又は就学援助を必要としなくなったときは、就学援助の支給を停止し、又は認定を取り消し、返還を求めらることになる。</p> <p>認定受給の資格者とは、児童生徒就学援助規則第4条（受給の資格）に規定されている条件を満たしている者となる。</p> <p>(参考) 大阪市児童生徒就学援助規則取扱要綱（抄）</p> <p>(加算金及び延滞金) 第15条 認定者は、規則第10条により就学援助費の返還を求められたときは、その請求に係る就学援助費の受領の日から納付の日までの日数に応じて、就学援助費の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。</p> <p>2 就学援助費が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する就学援助費は最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、認定者の納付した金額が返還を求められた就学援助費の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた就学援助費の額に充てられたものとする。</p> <p>4 認定者が就学援助費の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例(昭和39年大阪市条例第12号)第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた就学援助費の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。</p> <p>6 教育委員会は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495254.html
備考	